誓　約　書

１　温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

２　温泉法第３１条第１項（第３号及び第４号に係る部分に限る）の規定により温泉利用許可を取り消され，その取り消しの日から２年を経過しない者

３　役員が上記１，２のいずれかに該当する者（法人の場合。）

上記１，２，３のいずれにも該当しません。

令和　　　年　　　月　　　日

（住　　　所）

（氏　　　名）

呉　市　保　健　所　長　　様